

「大塔山系の県立自然公園指定」に対するご意見と県の考え方について

【募集期間】 令和元年10月23日（水）から令和元年11月22日（金）まで

【募集結果】 1件1項目

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	<p>以下の理由から、国有林・県有林の指定については問題ないが、民有林の人工林については、指定に反対である。</p> <ul style="list-style-type: none">・ほとんどが第3種特別地域であるため、今後の施業については可能であるが、皆伐については今まで必要が無かった「許可申請」の事務手続きが必要になる。・作業道を開設して搬出間伐を実施する際にも、作業道については「許可申請」が必要となり、様々な事情で早急に事業を実施したい場合にでも、許可がおりるのに最低でも1カ月程度かかるため、立木の伐採搬出を実施することに対して支障となり得る。・和歌山県が、林業行政で掲げている県産材の増産に逆行するのではないか。・民間の山林所有者は、自分の所有地が自然公園に指定されていることを知る機会が少ない。所有山林に制限がかかるのだから、法律的にはどうであれ個別に連絡することが行政サービスだと考える。・所有山林が自然公園に指定されたことを知らずに事業を実施してしまうことがあり得る。・新たに県立自然公園に指定されることにより、区域内への入込客が増加する可能性があるが、そのことにより民有林の人工林について、ごみの不法投棄や防獣ネットの閉め忘れによる獣害等の発生が懸念される。	<p>大塔山系は、極めて貴重な天然林とともに、整然とした人工林が存在し、全体として優れた風景地となっています。このため、所有者の如何を問わず、県立自然公園に指定したいと考えています。一方で、林業行政における県産材の増産も重要であることから、申請事務を行うことが生産活動等に著しい支障を生じさせないようにするため、第3種特別地域に指定したいと考えていますので、御理解ください。</p> <p>指定に当たっては、法的に義務はありませんが、所有者に理解を得るため、関係市町や所有者等の要望も含め、必要に応じて説明や協議を行っています。今後とも、所有者に御理解いただけるよう進めてまいります。加えて、報道機関への情報提供や和歌山県ホームページへ指定の公示の掲載により広く周知をいたします。</p> <p>御指摘のようなことがないように、関係市町及び和歌山県自然公園指導員と協力して、巡視・指導を行ってまいります。</p>